

5年目の介護保険

高齢者が大幅に増

平成十二年四月から介護保険制度がスタートし、四年が過ぎました。二十一世紀半ばには、国民の三人に一人が六十五歳以上という「超高齢社会」になると予想されていますが、久慈地域も例外ではなく急速に高齢化が進んでいます。

高まる需要と高齢化

介護保険制度が開始され

た平成十二年四月には、六市町村合わせて一万四千七百五十人だった六十五歳以上（第一号被保険者）の人口は、今年四月には一万六千五百十四人となり、四年間で千七百六十四人が増加しています。

当時五人に一人の割合だった高齢者は四年間でおよそ四・二人に一人へと移り変わり、久慈地域は急速に高齢

化が進んでいます。（図1）

急速な高齢化が影響してか、要介護（要支援）認定を受ける人も、毎年百五十人を超す勢いで増え続け、介護保険サービスにかかる経費も予想以上の伸びを示しています。

制度開始時から三千元（基準月額）を維持してきた介護保険料（以下「保険料」）も、平成十八年度からの第三期介護保険事業計画期には改定せざるをえない状況が予想されています。

保険料は大切な財源

保険料は四十歳以上の人が納めることになっていて、六十五歳を境に第一号被保険者と第二号被保険者に区分されます。

介護サービスの利用料は一割を利用者が支払いますが、残りの九割は保険料と国や県、市町村からの負担金を財源としています。

六十五歳以上（第一号被保険者）の保険料は、本人の所得や世帯の住民税の課税状況などによって五段階

図1 久慈地域の65歳以上人口の割合

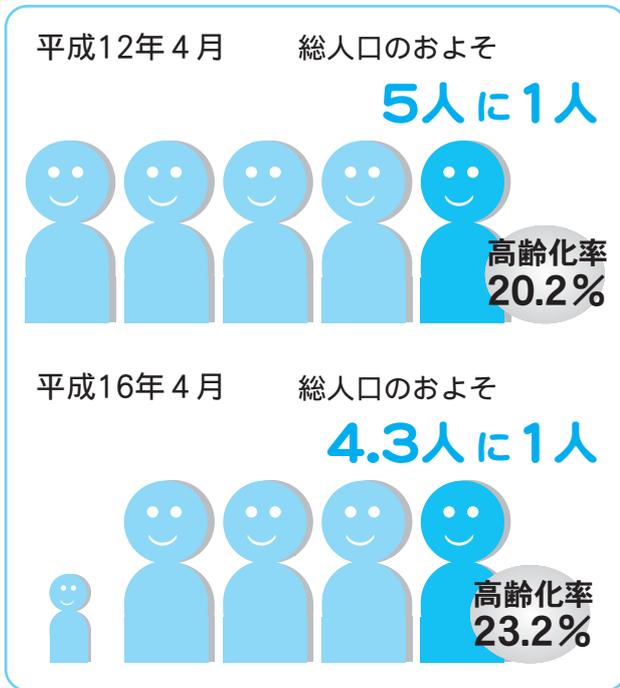


表1 所得段階の区分

所得段階	対象要件	月額保険料
第1段階	世帯全員が 住民税非課税 老齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者	1,500円 (3,000×0.5)
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	2,250円 (3,000×0.75)
第3段階	本人が 住民税非課税	3,000円 (基準額)
第4段階	本人が 住民税課税 合計所得金額 200万円未満	3,750円 (3,000×1.25)
第5段階	本人が 住民税課税 合計所得金額 200万円以上	4,500円 (3,000×1.5)

※ 年額保険料＝月額保険料×12ヶ月

の所得段階に区分されます。（表1）

月々の保険料額は、三千元（基準月額）を中心に軽減されたり割増になりますが、所得段階は確定申告などによって計算されたそれぞれの市町村の住民税賦課情報をもとに毎年七月に決定しています。

皆さんに納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源です。皆さん

のご理解とご協力をお願いします。

保険料や所得段階などに疑問がある場合は、広域連合または、市町村の介護係にお気軽にお問い合わせください。



～折り紙細工の白鳥を作成中～